



県 章

滋賀県公報

平成 28 年（2016 年）
3 月 25 日
第 4132 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則（総務課）	1
○ 告 示	
都市計画事業の変更の認可（下水道課）	2
生活保護法による医療担当機関の指定（健康福祉政策課）	4
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院（健康医療課）	4
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出（障害福祉課）	5
道路の供用開始（道路課）	5
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	5
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告（県民活動生活課）	6
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	6
営業所の所在地を確知できない建設業者の公告（監理課）	15
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	15
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	16
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による要措置区域の指定（甲賀）	17
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）	17
○ 企 業 庁 規 程	
※滋賀県公営企業会計規程の一部改正	18
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
平成28年度滋賀県職員採用選考実施公告	18

規 則

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第42号

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県聴聞等に関する規則（平成 6 年滋賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削る。

第15条第 3 項を削る。

第18条第 3 項を削り、同条第 4 項中「名あて人」を「名宛人」に、「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年滋賀県告示第118号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（大津）公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和37年3月31日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年滋賀県告示第119号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（湖南中部）公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月13日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第578号、昭和57年滋賀県告示第138号、昭和58年滋賀県告示第701号、昭和61年滋賀県告示第323号、昭和62年滋賀県告示第144号、平成元年滋賀県告示第385号、平成3年滋賀県告示第608号、平成10年滋賀県告示第162号、平成13年滋賀県告示第148号、平成17年滋賀県告示第414号、平成21年滋賀県告示第236号、平成22年滋賀県告示第249号および平成26年滋賀県告示第119号の事業地のうち、大津市月輪三丁目、上田上大鳥居町、大鳥居および枝四丁目を変更する。

滋賀県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年滋賀県告示第117号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（湖西）公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年12月28日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年滋賀県告示第236号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(藤尾)公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年6月1日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第158号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成25年滋賀県告示第211号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 野洲市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年2月12日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第54号、昭和54年滋賀県告示第125号、昭和54年滋賀県告示第323号、昭和56年滋賀県告示第149号、昭和58年滋賀県告示第143号、昭和60年滋賀県告示第163号、昭和63年滋賀県告示第336号、昭和63年滋賀県告示第471号、平成2年滋賀県告示第343号、平成3年滋賀県告示第429号、平成4年滋賀県告示第361号、平成6年滋賀県告示第495号、平成7年滋賀県告示第119号、平成9年滋賀県告示第452号、平成10年滋賀県告示第166号、平成11年滋賀県告示第504号、平成14年滋賀県告示第259号、平成16年滋賀県告示第168号、平成18年滋賀県告示第895号、平成21年滋賀県告示第340号、平成22年滋賀県告示第251号、平成23年滋賀県告示第275号、平成25年滋賀県告示第211号の事業地のうち野洲市小篠原字万保路内、字宇立、字半田、字沢ノ口、字野々口、字南半田、字南浦、字流、字堤下、字山ノ下および字東浦、久野部字妻戸および字中柿戸、市三宅字鹿ヶ畑、字七之井、字上木之元、字開米および字上ノ沢、行畑字中出、字一丁川原、字笠作および字ナガレならびに野洲字五領下および字下ノ沢を変更する。

滋賀県告示第159号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成22年滋賀県告示第250号で認可した土山都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 甲賀市
- 2 都市計画事業の種類および名称 土山都市計画下水道事業 甲賀市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成10年3月31日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成22年滋賀県告示第237号および平成22年滋賀県告示第243号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 近江八幡市
 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 近江八幡市公共下水道
 3 事業施行期間 昭和50年1月20日から平成33年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分 変更なし
 (2) 使用の部分 昭和50年滋賀県告示第27号、昭和55年滋賀県告示第143号、昭和59年滋賀県告示第539号、昭和61年滋賀県告示第119号、昭和63年滋賀県告示第262号、平成元年滋賀県告示第179号、平成元年滋賀県告示第324号、平成4年滋賀県告示第72号、平成6年滋賀県告示第37号、平成6年滋賀県告示第38号、平成8年滋賀県告示第203号、平成9年滋賀県告示第429号、平成10年滋賀県告示第169号、平成13年滋賀県告示第463号、平成13年滋賀県告示第483号、平成16年滋賀県告示第401号、平成17年滋賀県告示第148号、平成20年滋賀県告示第111号、平成22年滋賀県告示第237号および平成22年滋賀県告示第243号の事業地のうち、近江八幡市武佐町字高見、字横田、字追分および字五反畑を加え、同市上田町字当田を変更する。

滋賀県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年滋賀県告示第233号で認可した豊郷甲良都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 甲良町
 2 都市計画事業の種類および名称 豊郷甲良都市計画下水道事業 甲良町公共下水道
 3 事業施行期間 平成3年3月1日から平成33年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分 該当なし
 (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年滋賀県告示第144号で認可した彦根長浜都市計画および山東伊吹都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成28年3月25日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 米原市
 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画および山東伊吹都市計画下水道事業 米原市公共下水道
 3 事業施行期間 平成2年12月17日から平成33年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分 変更なし
 (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
コウ歯科クリニック	矢田孔太郎	蒲生郡竜王町小口1658-1	平成28. 2. 23

滋賀県告示第164号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成28年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	開 設 者	所 在 地	認定期限
医療法人社団美松会生田病院	医療法人社団美松会	湖南市菩提寺104-13	平成31. 3. 31

滋賀県告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成28年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
医療法人周行会 ケアプランセンターなかさと	守山市浮気町321-16 サンシャインビル301	医療法人周行会 理事長 木田孝太郎	野洲市八夫2077	2570700365	平成28. 3. 14

滋賀県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成28年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ブラウンハウス守山	守山市吉見六丁目4-10	一般社団法人 景仙会	京都府京都市東山区本町二丁目69	就労継続支援 B型	2510700293	平成28. 1. 21

滋賀県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成28年3月25日から平成28年4月8日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備 考
間田長浜線	米原市朝日字赤山1471番1地先から 長浜市石田町字磯部171番1地先まで	平成28. 3. 26 正午	L = 1,546.8m

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請のあった年月日 平成28年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人最澄坂本菊会
特定非営利活動法人の代表者の氏名 芝村貞喜
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市雄琴六丁目3番8号
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、生産者の高齢化などにより生産量が減り次世代につたえるのが難しくなっている最澄坂本菊などの滋賀の伝統野菜を守り育てていくことに関する事業を行い、滋賀県の学術文化の振興および環境保全に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成28年3月16日から平成28年5月16日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請のあった年月日 平成28年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Leading Hearts
特定非営利活動法人の代表者の氏名 野村昌史
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市長等二丁目4番19号
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、滋賀県大津市を中心とした湖南地域において、地域市民活動、地域発展事業等に関する企画、運営および支援を行い、地域社会の自主的発展に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成28年3月16日から平成28年5月16日までの縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー八日市店、ハイパーブックス八日市店 東近江市東沖野一丁目4番地8号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)バロー八日市東沖野店、(仮称)ハイパーブックス八日市店 東近江市東沖野一丁目4番地8号
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー八日市店、ハイパーブックス八日市店 東近江市東沖野一丁目4番地8号
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者

- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者
- 3 変更年月日 アについては平成22年4月8日、イおよびウについては平成27年10月1日
- 4 変更の理由 アについては店舗名称が確定したため、イについては商号変更のため、ウについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
- 5 届出年月日 平成28年2月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市産業振興部商工労働課 東近江市八日市緑町10番5号
- (2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成28年7月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津ショッピングセンター 大津市におの浜四丁目1-66(ほか1筆)
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか3者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 代表取締役 才津達郎
株式会社ワッツオースリー販売 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OB Pプラザビル5階 代表取締役 越智正直
- 3 変更年月日 アおよびイの株式会社バローについては平成27年10月1日、イの株式会社サンドラッグについては平成25年4月25日、イの株式会社ワッツオースリー販売については平成26年6月7日
- 4 変更の理由 アについては商号変更のため、イの株式会社バローについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため、イの株式会社サンドラッグおよび株式会社ワッツオースリー販売については入店のため
- 5 届出年月日 平成28年2月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成28年 7 月25日
 (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年 3 月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目21番 1 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美 ほか 1 者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の 1 代表取締役 田代正美 ほか 1 者

3 変更年月日 平成27年10月 1 日

4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー) よりスーパーマーケット事業を承継したため

5 届出年月日 平成28年 2 月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成28年 3 月25日から平成28年 7 月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年 7 月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年 3 月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー草津店 草津市草津町字千束1986番、1987番

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏

- 名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 変更年月日 平成27年10月1日
- 4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
- 5 届出年月日 平成28年2月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
- (2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成28年7月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー守山駅前店 守山市浮気町字中ノ町300番10ほか11筆
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者
- 3 変更年月日 平成27年10月1日
- 4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
- 5 届出年月日 平成28年2月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
- (2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成28年7月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー守山小島店 守山市小島町字ヒタチカキト1371番1ほか7筆
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 変更年月日 平成27年10月1日
- 4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
- 5 届出年月日 平成28年2月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
 - (2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年7月25日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー栗東荻原店 栗東市荻原字下町144番1ほか10筆
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 変更年月日 平成27年10月1日
- 4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
- 5 届出年月日 平成28年2月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年7月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー水口店 甲賀市水口町水口5916番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役 捧雄一郎

株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美

株式会社メガネパートナー 草津市東矢倉二丁目36番7号 代表取締役 中澤計

滋賀テレコム株式会社 大津市中央二丁目5番19号 代表取締役 井花健次

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役 捧雄一郎

株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美

株式会社メガネパートナー 草津市東矢倉二丁目36番7号 代表取締役 中澤計

滋賀テレコム株式会社 大津市中央二丁目5番19号 代表取締役 井花健次

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役 捧雄一郎

株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美

株式会社メガネパートナー 草津市東矢倉二丁目36番7号 代表取締役 中澤計

滋賀テレコム株式会社 大津市中央二丁目5番19号 代表取締役 井花健次

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役 捧雄一郎

株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美

株式会社メガネパートナー 草津市東矢倉二丁目36番7号 代表取締役 中澤計

滋賀テレコム株式会社 大津市中央二丁目5番19号 代表取締役 井花健次

3 変更年月日 平成27年10月1日

4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため

5 届出年月日 平成28年2月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年7月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー彦根店 彦根市西沼波町字カヨ田264番1ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか1者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名

株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美

株式会社スギ薬局 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 代表取締役 榊原栄一

3 変更年月日 アおよびイの株式会社バローについては平成27年10月1日、イの株式会社スギ薬局については平成22年7月15日

4 変更の理由 アについては商号変更のため、イの株式会社バローについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス（旧株式会社バロー）よりスーパーマーケット事業を承継したため、イの株式会社スギ薬局については入店のため

5 届出年月日 平成28年2月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年7月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー南彦根店 彦根市野瀬町字八ノ坪166番ほか7筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会

- 社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 変更年月日 平成27年10月1日
4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
5 届出年月日 平成28年2月18日
6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
(2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
7 意見書の提出期限および提出先
(1) 提出期限 平成28年7月25日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があつたので公告する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江店 米原市飯字入田15番1ほか9筆
2 変更した事項
(1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 ほか2者
(2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美 ほか2者
- 3 変更年月日 平成27年10月1日
4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー)よりスーパーマーケット事業を承継したため
5 届出年月日 平成28年2月18日
6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照490-1
(2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで
7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成28年 7 月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年 3 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー長浜店 長浜市神照町神田37番地ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の 1 代表取締役 田代正美
- 3 変更年月日 平成27年10月 1 日
- 4 変更の理由 アについては商号変更のため、イについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス(旧株式会社バロー) よりスーパーマーケット事業を承継したため
- 5 届出年月日 平成28年 2 月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市八幡東町632
 - (2) 縦覧期間 平成28年 3 月25日から平成28年 7 月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年 7 月25日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年 3 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー安曇川店 高島市安曇川町西万木230番地ほか 6 筆
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美 ほか 1 者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の 1 代表取締役 田代正美
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名

名

株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美

株式会社キリン堂 大阪府大阪市淀川区宮原4-5-36 セントラル新大阪ビル 代表取締役 寺西豊彦

3 変更年月日 アおよびイの株式会社バローについては平成27年10月1日、イの株式会社キリン堂については平成26年11月26日

4 変更の理由 アについては商号変更のため、イの株式会社バローについては株式会社バローが株式会社バローホールディングス（旧株式会社バロー）よりスーパーマーケット事業を承継したため、イの株式会社キリン堂については入店のため

5 届出年月日 平成28年2月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565

(2) 縦覧期間 平成28年3月25日から平成28年7月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成28年7月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

営業所の所在地を確知できない建設業者の公告

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者からその所在の申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消す。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 建設業者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号および許可年月日

商号 有限会社間柴建設

代表者 代表取締役 間柴宗市郎

主たる営業所の所在地 守山市播磨田町1000番地の51

許可番号 滋賀県知事許可（般-24）第21546号

許可年月日 平成24年8月1日

2 申出先 滋賀県土木交通部監理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話（077）528-4114

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が平成28年3月25日に決定した大津湖南都市計画第一種市街地再開発事業に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が平成28年3月25日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

愛荘町が平成28年3月25日に決定した湖東都市計画火葬場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が平成28年3月25日に変更した彦根長浜都市計画火葬場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が平成28年3月25日に変更した彦根長浜都市計画公園に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が平成28年3月25日に変更した彦根長浜都市計画道路に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

豊郷町が平成28年3月25日に変更した豊郷甲良都市計画火葬場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

甲良町が平成28年3月25日に変更した豊郷甲良都市計画火葬場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

多賀町が平成28年3月25日に変更した彦根長浜都市計画火葬場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成28年3月25日に変更した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

環 境 事 務 所 告 示**滋賀県甲賀環境事務所告示第1号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成28年3月25日

滋賀県甲賀環境事務所長 谷 口 秀 治

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町北脇240番5の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン
- 4 講ずべき指示措置 原位置封じ込めまたは遮水工封じ込め(第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地について、原位置封じ込めまたは遮水工封じ込めを行う場合には、不溶化または原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。)
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県 税 事 務 所 公 告**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成28年 3月25日

滋賀県南部県税事務所長 片 岡 淑 郎

業 種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名 (名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第24- 7 -1182号	平成28. 4. 1	守山市今浜町438 今井一紀	平成28. 3. 14

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第 2 号

滋賀県公営企業会計規程 (昭和47年滋賀県企業庁規程第10号) の一部を次のように改正する。

平成28年 3月25日

滋賀県企業庁長 森 野 才 治

別表収益勘定の表水道用水供給事業収益または工業用水道事業収益の款営業外収益の項長期前受金戻入の目の次に次のように加える。

引当金戻入益		
	退職給付引当金 戻入益	
	特別修繕引当金 戻入益	
	修繕引当金戻入 益	
	賞与等引当金戻 入益	
	その他引当金戻 入益	

付 則

この規程は、平成28年 3月25日から施行し、この規程による改正後の別表の規定は、平成28年 3月10日から適用する。

病 院 事 業 庁 公 告

平成28年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成28年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成28年 3月25日

滋賀県病院事業庁長 笹 田 昌 孝

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
介護職員	1 人程度	県立病院の病棟で入院患者の介護等の業務 (原則として交代制勤務に従事していただきます。)

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所 有 す べ き 資 格	年 齢
介護職員	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) の規定に基づく 介護福祉士資格を有し、介護福祉士登録簿に登録した者	昭和32年 4 月 2 日 以降に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

- (1) 採用の時期 平成28年 7 月 1 日
- (2) 勤務場所 滋賀県立成人病センター等
- (3) 給与等

選考区分	給料月額	備 考
介護職員	158,000円	高等学校を卒業後すぐに受験資格を取得し、職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の外にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、平成28年 1 月 1 日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

4 選考

- (1) 日時および場所

ア 第 1 次 考 査

日時 平成28年 5 月 14 日（土）9 時 30 分 集 合

場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目 4 番 30 号）

イ 第 2 次 考 査

日時 平成28年 5 月 21 日（土）

場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目 4 番 30 号）

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第 1 次 考 査 の 合 格 者 に 通 知 し ま す 。

- (2) 方法

ア 第 1 次 考 査

選考区分	種 目	内 容
介護職員	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、介護職員としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話・PHS等の使用は、できません。）。

イ 第 2 次 考 査

種 目	内 容
口 述 試 験	介護職員としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適 性 検 査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

- (3) 結果発表

ア 第 1 次 考 査 平成28年 5 月 18 日（水）までに通知する予定です。

イ 第 2 次 考 査 平成28年 5 月 27 日（金）頃に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

- (1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分（介護職員）を書いて、特定記録または簡易書留により送付して下さい。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。平成28年 5 月 11 日（水）までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第 1 次 考 査 当 日 に、第 1 次 考 査 当 日 必 要 書 類 を 持 参 し て く だ さ い 。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
出願時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第 1 次考査当日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明する認定証原本および写し 1 部	原本は当日返却します。

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。平成28年 5 月 11 日 (水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第 1 次考査当日に、第 1 次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
第 1 次考査当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明する認定証原本および写し 1 部	原本は当日返却します。

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成28年度 滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分 (介護職員)、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

受付方法	受 付 期 間
持 参	平成28年 3 月 25 日 (金)から平成28年 5 月 11 日 (水)まで ※ 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます (土曜日、日曜日および祝日を除く。)
郵 送	平成28年 3 月 25 日 (金)から平成28年 5 月 9 日 (月)まで ※ 平成28年 5 月 9 日 (月)までの消印有効
インターネット	平成28年 3 月 25 日 (金)正午から平成28年 5 月 9 日 (月)17 時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077-582-5852

